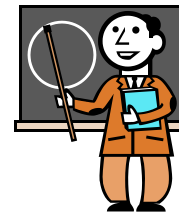
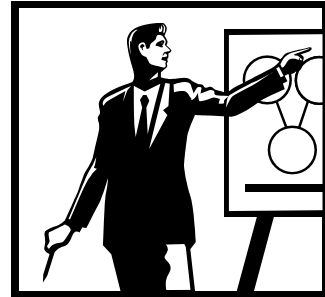


事務所からのお知らせ



1) 遺言セミナーが開催されます！



会社をスムーズに後継者に引き継ぐためには
どんな点に注意すればいいのでしょうか？

遺言書を中心にセミナーを開催します。

日時 平成26年9月13日(土曜日)

13:00~

「会社経営者のための遺言セミナー」

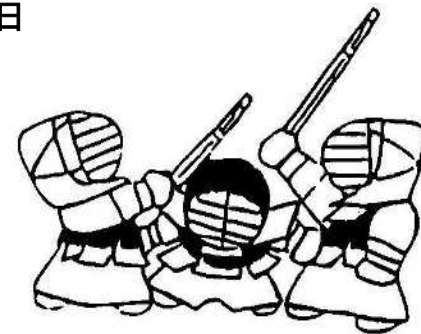
場所 細江コミュニティセンター

牧之原市細江1106-1

TEL 22-7210

入場料 無料

平成26年8月吉日



<事務所案内図>



〒421-0421

牧之原市細江3203番地2

司法書士・土地家屋調査士・行政書士

佐藤寛事務所

TEL 0548-22-0063

FAX 0548-22-1409

事務所通信

東海地方も梅雨明けが宣言され、いよいよこれから夏本番となってきました。3年前から始めた事務所の緑のカーテンも年を追うごとに緑の量が増え、緑を見ると心が和むとともに気持ちの問題かも知れませんが少し涼しいように思います。

さて、来年1月1日より、相続税の基礎控除額が引き下げられることになり、新聞やテレビでも相続について特集が組まれることも多くなってきました。皆さんの関心の高さがうかがわれます。

そこで、今回は、会社経営の視点から相続にからんだお話をさせていただこうと思います。

ぜひご一読下さい。



会社の代表者である父が認知症？ 会社はどうなる？

会社の代表者の方が認知症になってしまうケースがあります。この場合、どんなことが起きるのでしょうか？

問題点1 会社財産は？

もし認知症になり、本人による財産管理が出来ない場合には、家庭裁判所に申立のうえ、判断能力の程度に応じて、成年後見、保佐、補助を開始するという審判がなされ、成年後見人等の財産管理人が選任されます。

	本人の判断能力の程度	審判の種類	財産管理人
	ほとんどない	成年後見	成年後見人
	著しく不十分	保 佐	保 佐 人
	不十分	補 助	補 助 人

実際には ~ の判断は、家庭裁判所が行います。

会社の土地・建物の名義が会社ではなく、社長個人の名義である場合もよくあります。その状態で上記 ~ に該当し、成年後見等開始の審判がなされた場合には、社長個人の財産を自由に処分（売買、贈与などによる名義変更、金融機関から融資を受ける際の担保設定等）することができなくなってしまいます。

解決策

会社が使用する土地や建物の場合は、社長個人から会社や後継者に名義を移しておくことが考えられます。

問題点2 役員の退任？

もし上記の ~ に該当した場合、会社法に従い会社の役員を退任しなければなりません。この場合には後任者を選任する必要があります。

解決策

経営者に認知症が疑われる様子が出て来た場合には、予め経営者の交代や追加的に代表者を選任するなどの対応策を取っておく必要があります。

父が亡くなった。会社の株はどうなる？

問題点 株式の相続

会社の株主が亡くなった場合、その株式は、亡くなった株主の相続人に相続されます。相続では遺言書がなければ、相続人全員の話し合いによって誰が遺産を受け継ぐのかを決めます（これを遺産分割協議と言います）。会社を経営しているお父さんが亡くなった場合、相続人は、社長の奥さんと子供になります。もし長男と次男がいて、長男が会社を継ぐことになったけど、話し合いがまとまらず、社長の奥さんと長男と次男も会社の株式を持つとなると、会社経営に際し、長男と次男とがうまく話し合いがつかないと会社の判断がうまく出来なくなり、迅速な経営判断に支障が出て来かねません。

解決策

このような事態を防止するためには、年数をかけて株式を後継者に譲渡（贈与又は売買）していく方法、遺言書で株式を後継者に相続させる方法が考えられます。

いかがでしたでしょうか？ 今回は認知症、株式の相続と上げさせて頂きました。経営にはリスクマネジメントが重要です。なってからでは遅いです。「まだ大丈夫」ではなく「今やらなきゃ」と思い、転ばぬ先の杖として、予め手を打っておくことが重要だと思いますよ。